

トーヨーカネツグループ人権方針

基本的な考え方

トーヨーカネツグループは、創業以来、社是「わが社は 常にすすんで よりよきものを造り 社会のために奉仕する」に基づき企業活動に取り組んでまいりました。また、グループ企業行動憲章において「人を大切にする企業」を掲げて企業活動を行っており、当社グループの事業に関わるすべての人々の人権を尊重することが社会的責務であるとの考え方のもと、「トーヨーカネツグループ人権方針」を定めます。

1. 人権に関する国際規範等

私たちは、「国際人権章典」および「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)宣言」などに規定されている国際的に認められた人権を尊重し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、これらの国際規範に則った取組みを推進してまいります。また、事業活動を行う国または地域においては、当該国または地域の法令等を遵守し、国際規範の尊重に努めてまいります。

2. 適用範囲

本方針は、当社グループの全ての役職員に適用します。また、全ての事業パートナーの皆様にも、本方針を支持していただくことを期待します。

3. 人権デュー・ディリジェンス

私たちは、当社グループの企業活動による人権への負の影響を特定、予防、軽減を図るように努めます。

4. 教育・啓発活動

私たちは、人権尊重の取組みに関し、トーヨーカネツ株式会社の代表取締役社長を責任者・サステナビリティ委員会を推進管理部署とし、当社グループの役員・従業員に対し適切な教育や啓発活動を行い、本方針の浸透を通じて人権への悪影響の予防に努めます。また、本方針を企業活動全体に定着させるために関連する方針や必要な手続きに反映します。

5. モニタリング

私たちは、本方針の遵守状況を、継続的にモニタリングを実施し、必要に応じて改善していきます。

6. 是正・救済

私たちは、人権への悪影響を引き起こした、または助長や関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じて是正・救済に取り組めます。また、悪影響を受けた可能性がある関係者がアクセス可能な相談窓口等の整備に努めます。

7. 情報開示

私たちは、当社グループの企業活動に関連性の高い人権リスクや、人権に関する取り組み状況を、当社ウェブサイトなどを通じて適宜開示します。

8. ステークホルダーとの対話

私たちは、人権への負の影響を特定し、適切に対処するために、適宜、関係するステークホルダーと対話・協議を行います。

2024年7月制定

トーヨーカネツ株式会社
代表取締役社長

大和田能史